

ひとり親家庭等のための 手当・医療費助成のご案内

平塚市 こども家庭課 児童手当・医療担当

※この案内は概要版のため、一部省略している内容があります。
制度の詳細は平塚市ホームページをご確認ください。



- ひとり親家庭等の対象は？
- ひとり親家庭等のための手当とは？
- ひとり親家庭等のための医療費助成とは？
- 所得判定の考え方とは？
- 所得判定の切替、支払いスケジュール
- 申請方法（手続きの仕方）
- ひとり親家庭等の対象外になる時
- よくある質問と回答
- 注意事項（一部支給停止について）



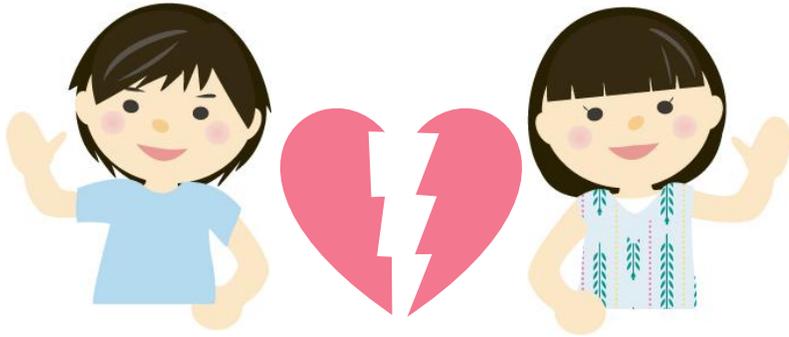
ひとり親家庭等の対象は？



次の「**9つの要件**」いずれかに該当する子ども(0歳~18歳)の面倒を見ている父もしくは母。
※政令の定める程度の障害がある場合は20歳まで。

代表的な3つの要件

1 父・母が「離婚」



2 「未婚」で生まれた



3 父か母と「死別」



その他6つの要件

4 父か母に「重度の障害」がある

5 父か母が「生死不明」

6 父か母が「保護命令」を受けた

7 父か母に「1年以上遺棄」されている

8 父か母が「1年以上拘禁」されている

9 父・母不明の「孤児」

※この6ついずれかの対象となりそうな場合、まずはお問合せください。父・母にかわって子どもの面倒を見ている人も対象になる場合があります。

ひとり親家庭等のための手当とは？



「児童扶養手当」という制度があります。

ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進することが目的です。



手当が支給される場合・・・

申請した翌月分から
支給されます！

※令和8年2月時点の金額

こどもの人数	全部支給(最大金額)	一部支給(最小金額)
1人	月額 46,690円	月額 46,680円～最小11,010円
2人目以降(加算)	1人につき 月額 11,030円 加算	1人につき 月額 11,020円から最小5,520円 加算

子ども2人の場合・・・最大で月額57,720円～最小で月額16,530円となります。

手当の金額は対象者の「所得」によって判定されます！

「所得」が限度額を超えている場合は手当は支給されません。

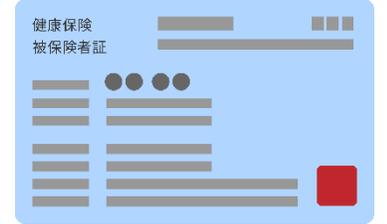


ひとり親家庭等のための医療費助成とは？



「ひとり親家庭等の医療費の助成」という制度があります。

健康保険に加入している、ひとり親家庭の方の医療費自己負担額を助成します。



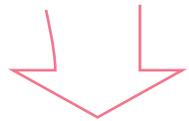
医療費が助成される場合・・・

申請した日の分から
助成されます！

助成なし

保険診療 7割

自己負担 3割



こどものみの医療証から、本人(申請者)も含めて親子で使える医療証になるイメージ！

助成あり

保険診療 7割

医療費助成 3割

保険診療分は、入院・通院費が無料※保険適用外の費用等、助成対象外となるものもあります。

助成されるかどうかは対象者の「所得」によって判定されます！
「所得」が限度額を超えている場合は助成されません。



所得判定の考え方とは？



本人(申請者)と一緒に住んでいる親族(3親等以内)が対象になります。

扶養親族の人数	本人(申請者)の所得		C 同居する親族の所得 (手当が受取れなくなる上限金額)
	A 手当の 全部 (最大金額)を受取れる所得の 上限金額	B 手当の 一部 (最小金額)を受取れる所得の 上限金額	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円

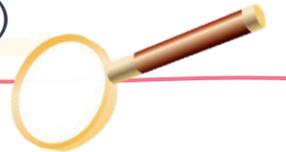
 扶養親族の人数が増えると所得の上限金額が上がります。(1人につき380,000円上がります。)

本人と親族の所得は合算しません！

本人の所得がAの上限金額以内の場合は**全部支給**、A以上でBに近づくほど**最小金額**に近づきます。本人がBの上限金額以上、または親族がCの上限金額以上の場合、**手当・助成は受けられません。**

(例1)本人の扶養親族が0人で所得が500,000円の時、手当は**全部支給**・医療費助成は受けられます！

(例2)本人の扶養親族が1人で所得が2,000,000円の時、手当は**一部支給**・医療費助成は受けられます！

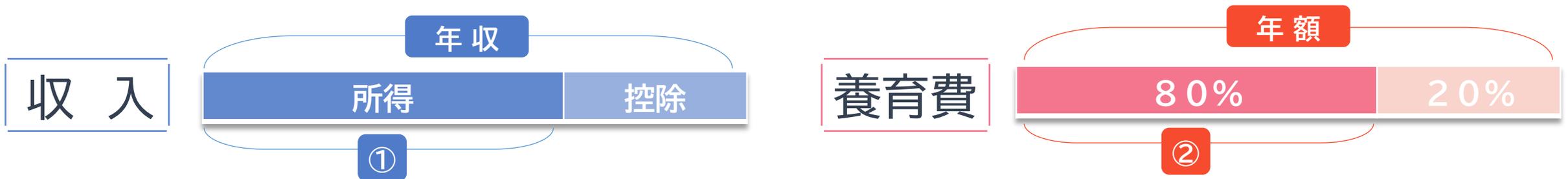


所得判定の考え方とは？



「所得」とは、給与所得のみの場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をしている場合は確定申告書の「所得金額等」の「合計」が目安となります。

ひとり親になった事由が離婚等で、相手から「**養育費**」を受け取った場合は、その金額の80%を所得に加算します。



①と②の合計金額が上限金額以内であれば、手当・助成が受けられます。

「所得」の判定は、1～2年前の所得をもとに行います！

現在の収入や現在受け取っている養育費の金額で判定をするものではありません。



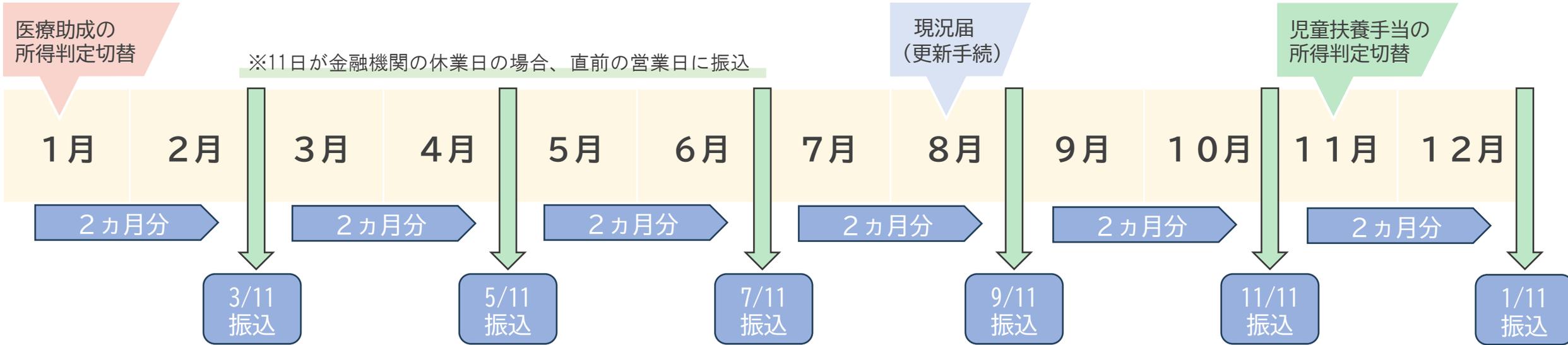
【諸控除・年金について、詳しくは平塚市ホームページにてご確認ください】

※所得を判定するための諸控除があります。 ※公的年金を受給できる場合は手当の全部もしくは一部が受給できません。

所得判定の切替、支払いスケジュール



「児童扶養手当」・「ひとり親家庭等の医療費の助成」 年間スケジュール



……令和8年2月に申請し、受給できる場合……

児童扶養手当は3月分から支給されます。8月に受給資格や所得の審査をするための**更新手続き(現況届)**が必要です。毎年7月にお知らせを送付します。

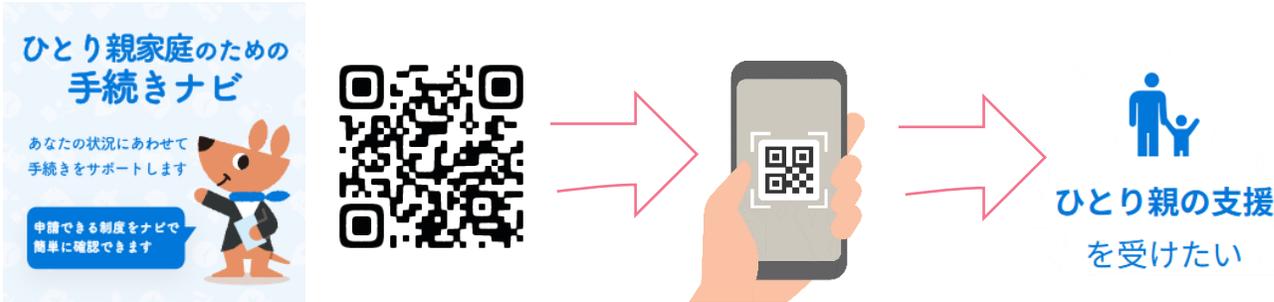
児童扶養手当は令和8年10月まで令和6年分(2024年分)の所得で判定し、令和8年11月からは令和7年分(2025年分)の所得判定に切替えます。以降、毎年「11月」に所得を判定する年を切替えます。

医療費の助成は令和8年12月まで令和6年分(2024年分)の所得で判定し、令和9年1月からは令和7年分(2025年分)の所得判定に切替えます。以降、毎年「1月」に所得を判定する年を切替えます。

申請方法(手続きの仕方)



STEP1.「手続きナビ」で対象になるか確認



必ず「回答結果ページURL」をコピーしてください。
※ブックマーク(お気に入り)登録を推奨します！

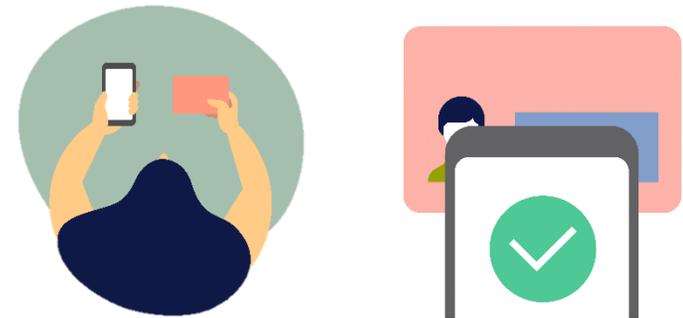
あなたにあった手続きが
2件あります

結果を印刷 | 結果をコピー | URLをコピー

結果をコピーする際は、ブラウザはEdge、SafariまたはChromeをご利用ください。

STEP2. 申請

オンライン(マイナンバーカードが必要)
お手持ちのスマートフォン等で申請できます！



※窓口(市役所本館1階こども家庭課102窓口)でも申請できます。

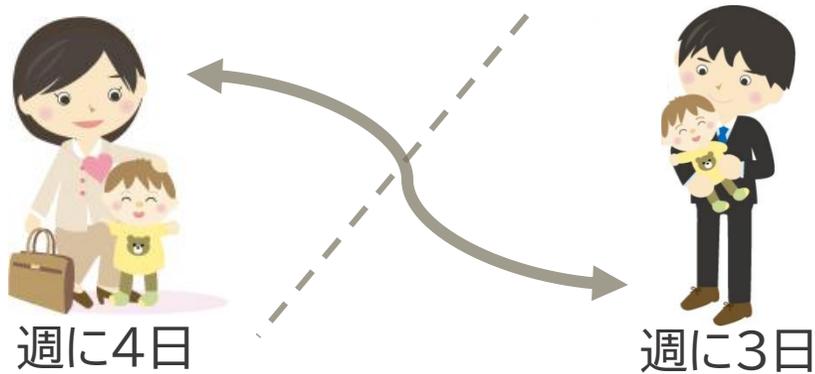
ひとり親家庭等の対象外になる時



次のような場合は、**制度の対象外**になります…

※この他にも対象外となる場合があります。1年に1度、審査のため現況届にて生活状況の確認をします。

子どもの面倒を
父・母の両方が見ている時



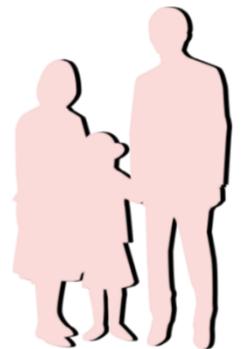
再婚した時、異性のパートナーと同居した時や
生計が一緒になる等、事実婚の状態となった時



面倒を見ている父・母、
もしくは子どもが海外に転出した時



子どもが児童福祉施設等に
入所した時や里親に預けられた時



よくある質問と回答



これまでは無職だったけど、仕事を始めます。手当は減額になりますか？
また、私の父・母と一緒に住むのですが手当はもらえますか？



所得が上限金額を超えていると思いますが、申請することはできますか？



すぐに影響はありません。1～2年前の所得にて手当の金額が決まります。
一緒に住む父・母の所得が上限金額を超えていなければ、手当は支給されます。



申請することはできます。所得が上限金額を超えている場合、手当・医療費助成は受けられませんが、受給資格は持つことができます。所得の変動があった際に、手当が支給されることもありますので、申請を推奨しています。



事実婚の状態って、具体的にはどういうことですか？



婚姻はしていなくても、生計が一緒になる時、子どもの面倒を一緒に見ている時など、生活状況が事実婚の状態であるかを総合的に判断します。
例えば、親族以外の異性と一緒に住むことや、一緒に暮らしていなくても、生活の支援をしてもらうことなどがあげられます。



実際に決まった養育費をもらえるかわかりません。手当にはどのように影響しますか？



養育費は毎年の現況届(更新手続き)で、実際に受け取った金額を申告していただきます。その金額をもとに所得計算を行います。また、養育費確保に向けた支援もあります。母子・父子自立支援員がいますので、お気軽にご相談ください。



注意事項(一部支給停止について)



児童扶養手当は所定の期間を経過すると、**手当が減額になる**というルールがあります。

※父・母にかわって子どもの面倒を見ている人は対象外

令和8年2月に申請し、受給できる場合

5年ルール①

支給開始月から5年 ※原則はこちら



5年ルール②

子どもが3歳になる誕生月の翌月から5年
※申請時に子どもが0歳(5月生まれ)だった場合



7年ルール

要件に該当した月(離婚した日など)から7年
※3年前の6月に離婚し、申請した場合



「支給開始から5年」・「ひとり親家庭になってから7年」、この2つを比較して「**早い方**」になります。

※5年ルール②のように、申請時に3歳未満の子どもがいる場合は、その子が3歳になってから5年(8歳になる時)

- ✔ 「必ず減額になるものではありません。」 基本的には、働いている・求職活動をしていることで減額にはなりません。
- ✔ このルールは、児童扶養手当が**生活の安定と自立の促進を目的**とする側面からあるものです。
- ✔ 対象となる方には、平塚市よりお知らせを送付します。内容を確認のうえ、**現況届と併せて**手続きをしてください。